

平成29年度 私立幼稚園就園奨励費補助金 (所得制限あり)

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (全園児に支給)

※市内幼稚園のうち、むらやま幼稚園は、27年度から子ども・子育て支援新制度の施設型給付へ移行し、保育料が軽減されますので、保護者負担軽減補助金は支給されませんが、就園奨励費補助金の支給はありません。

《所得階層区分A～Cの世帯》

上段：月額
(下段：年額) (単位：円)

所得階層区分		負担軽減補助金		就園奨励費		補助金額合計
		区分	金額	区分	金額	
A	生活保護世帯	第1子	9,400 (112,800)	第1子	25,667 (308,000)	35,067 (420,800)
		第3子		第3子		
B	非課税世帯 市町村民税均等割のみ 課税世帯	第1子	9,400 (112,800)	第1子	22,667 (272,000)	32,067 (384,800)
		第2子		25,667 (308,000)	35,067 (420,800)	
		第3子		25,667 (308,000)	35,067 (420,800)	
C	市町村民税所得割額が 34,500円+(16歳未満の 扶養親族の数×21,300 円)+(16歳以上19歳 未満の扶養親族の数× 11,100円)以下の世帯	第1子	7,700 (92,400)	第1子	11,600 (139,200)	19,300 (231,600)
		第2子	9,400 (112,800)	第2子	18,583 (223,000)	27,983 (335,800)
		第3子		25,667 (308,000)	35,067 (420,800)	

《所得階層区分D～Fの世帯》

上段：月額
(下段：年額) (単位：円)

所得階層区分		負担軽減補助金		就園奨励費		補助金額合計
		区分	金額	区分	金額	
D	市町村民税所得割額が 171,600円+(16歳未満 の扶養親族の数× 19,800円)+(16歳以上 19歳未満の扶養親族の 数×7,200円)以下の世帯	第1子	6,700 (80,400)	第1子	5,183 (62,200)	11,883 (142,600)
		第2子	8,800 (105,600)	第2子	15,417 (185,000)	24,217 (290,600)
		第3子		25,667 (308,000)	34,467 (413,600)	
E	市町村民税所得割額が 216,700円+(16歳未満 の扶養親族の数× 19,800円)+(16歳以上 19歳未満の扶養親族の 数×7,200円)以下の世帯	第1子	5,600 (67,200)	第1子	5,600 (67,200)	11,200 (134,400)
		第2子	8,200 (98,400)	第2子	12,833 (154,000)	21,033 (252,400)
		第3子		25,667 (308,000)	33,867 (406,400)	
F	上記区分以外の世帯	第1子	3,200 (38,400)	第1子	3,200 (38,400)	6,400 (76,800)
		第2子		12,833 (154,000)	16,033 (192,400)	
		第3子		25,667 (308,000)	28,867 (346,400)	

《所得階層区分B・Cでひとり親世帯等》

上段：月額
(下段：年額) (単位：円)

所得階層区分		負担軽減補助金		就園奨励費		補助金額合計
		区分	金額	区分	金額	
B	非課税世帯 市町村民税均等割のみ 課税世帯	第1子	9,400 (112,800)	第1子	25,667 (308,000)	35,067 (420,800)
		第3子		第3子		
C	市町村民税所得割額が 34,500円+(16歳未満の 扶養親族の数×21,300 円)+(16歳以上19歳 未満の扶養親族の数× 11,100円)以下の世帯	第1子	9,400 (112,800)	第1子	22,667 (272,000)	32,067 (384,800)
		第2子		25,667 (308,000)	35,067 (420,800)	
		第3子		25,667 (308,000)	35,067 (420,800)	

ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない方で現に児童を扶養している方(児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。)
- ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
- ③ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
- ④ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第48条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅の方に限る。)
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の方に限る。)
- ⑥ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の方に限る。)

★所得階層区分A～Cの世帯については、兄・姉の年齢に制限を設けず、その兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。ただし、その兄・姉は生計を一にするもの、すなわち、収入及び消費生活上の家計が同一であることが必要です。

★所得階層区分D～Fの世帯については、兄・姉の年齢に制限を設け、小学校3年生以下の兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。所得階層区分によって数え方に違いがありますので、ご注意ください。

★月額は(年額を12で除した額)として記載しています。